

令和4年8月25日

保護者各位

糸満市教育委員会  
教育長 幸地 政行

市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された  
場合の対応等の一部変更について（お知らせ）

平素より、学校における感染症対策の推進にご理解とご協力をいただき感謝申し上げます。  
さて、厚生労働省事務連絡の一部改正が行われ、濃厚接触者の待機期間の見直し及び沖縄県における方針について一部改正がありました。そこで、市内学校で児童生徒等や教職員の新型コロナウイルスの感染が確認された場合の対応等について、下記のとおり一部変更いたします。

つきましては、保護者の皆様のご理解とご協力をお願いいたします。

記

#### 【同居家族に感染者が発生した場合】

- 1 濃厚接触に特定された場合
  - (1) 当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止 ⇒ 6日目解除
  - (2) 最終接触から2・3日目の抗原キット検査陰性 ⇒ 3日目から登校可  
※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること
- 2 その他の接触者（濃厚接触者ではない）で無症状の場合  
→ 接触者PCRセンター等での受検を推奨し、検査結果判明後、登校可
- 3 有症状の場合  
→ 登校を自粛し、医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

#### 【同居家族以外の感染者と接触した場合（同一学級、部活、塾、学童等）】

- 1 無症状で感染リスクの高い場面での接触がない場合
  - (1) 学級内等で感染が広がっている可能性が低い場合  
→ 登校可能（条件なし）
  - (2) 学級内等で感染が広がっている可能性が高い場合  
→ 一定期間の学級閉鎖，出席停止（接触者PCR検査センター等受検）  
（PCR検査等の結果判明，または，最終接触日の翌日から5日が経過した後，登校可）
- 2 無症状でリスクの高い場面での接触がある場合  
→ 一定期間の出席停止（接触者PCR検査センター等受検）  
（PCR検査等の結果判明，または，最終接触日の翌日から5日が経過した後，登校可）
- 3 有症状の場合  
→ 登校を自粛し，医療機関を受診/検査または（軽症の場合）抗原キット検査

#### 【添付資料】

- (別紙2) 同居家族に感染者が発生した者の対応について  
(別紙3-②) 同居家族以外の感染者と接触した者の対応について

【オミクロン株流行下】同居家族に感染者が発生した者の対応について  
(全公立幼稚園・学校)

2022.4.1適用  
一部改正2022.8.3

濃厚接触者

※原則として、同居家族は保健所に濃厚接触者と特定される。  
保健所からの個別連絡なし。

保健所等による濃厚接触者の特定・行動制限を**実施**する

家庭内で感染者と接触

その他接触者

行政検査／接触者PCR検査センター等受検推奨

●当該感染者の発症日（当該感染者が無症状の場合は検体採取日）又は当該感染者の発症等により住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、5日間は出席停止（在宅勤務等）⇒6日目解除

又は

●最終接触から2・3日目の抗原キット検査陰性⇒3日目から登校・出勤可能（必要に応じて別紙4を使用）

- ・児童生徒（幼児除く）→自費検査（抗原キットは家庭準備）
  - ・教職員→学校長が学校運営の継続に支障があると判断した職員：学校用抗原キット使用
- ※ただし、自主的な検査による陰性確認を用いる事も差し支えない。

※抗原キットは薬事承認（医療用）を使用すること

※ハイリスク行動は控える（最終接触日の翌日から7日間）

- ハイリスク者（※1）との接触、ハイリスク施設（※2）への訪問
- 不特定多数の者が集まる飲食・大規模イベントへの参加

※1『ハイリスク者』：高齢者や基礎疾患を有するなど感染した場合に重症化リスクが高い方

※2『ハイリスク施設』：ハイリスク者が多く入所・入院・通所する高齢者・障害児者施設や医療機関（受診目的は除く）

無症状

接触者PCR検査センター等受検推奨

●検査結果判明後、登園・登校・出勤可。

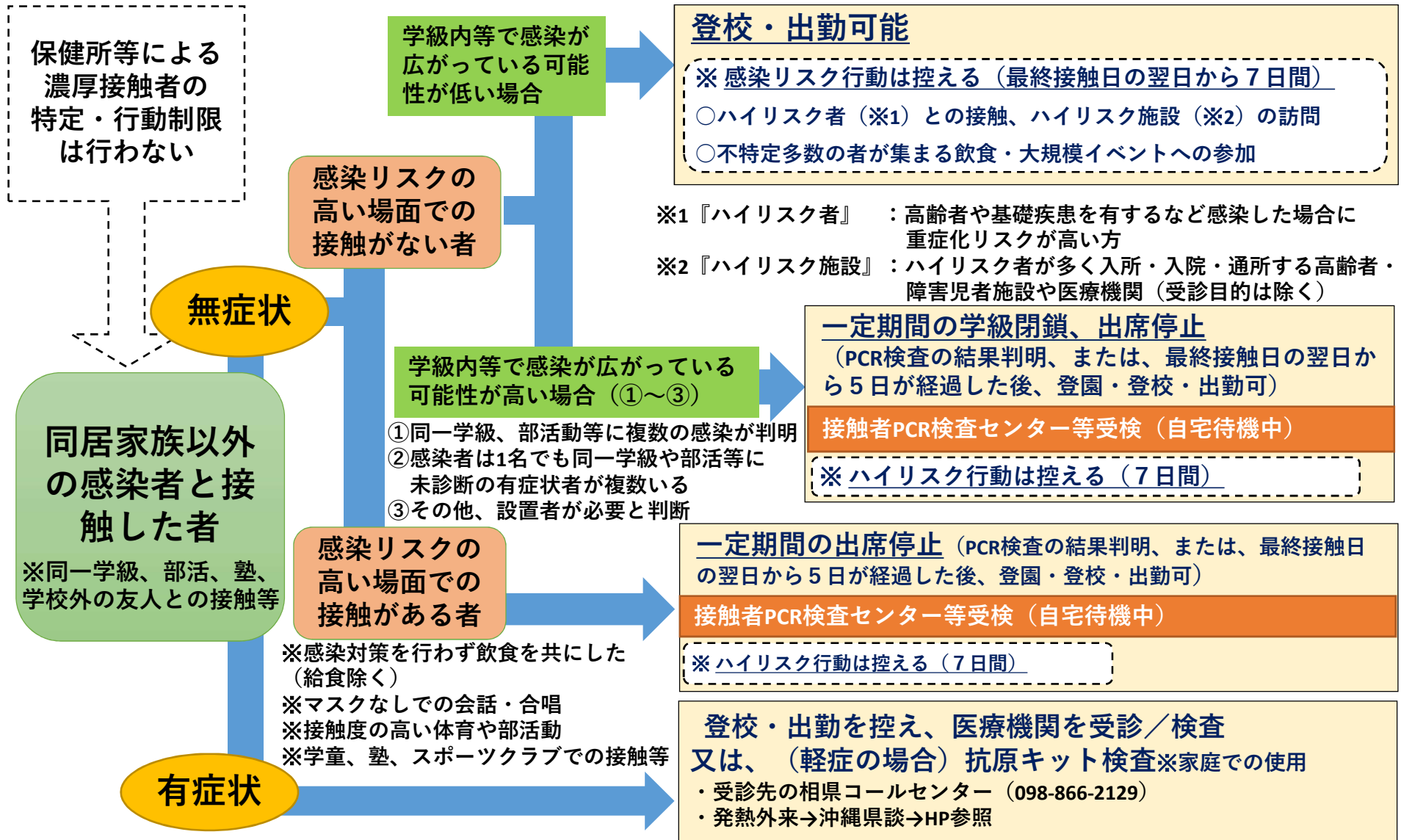
有症状

⇒登園・登校・出勤自粛・医療機関を受診／検査または（軽症の場合）抗原キット検査  
・受診先の相談→県コールセンター（098-866-2129） ・発熱外来→沖縄県HP参照

☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。  
☆同居家族以外の感染者と接触した場合で、保健所から濃厚接触者と特定された場合も、同様の対応となります。

# 【オミクロン株流行下】同居家族以外の感染者と接触した者の対応について (小学校・中学校・高等学校)

2022.4.1適用  
一部改正2022.8.3



☆5名以上の集団感染が発生した場合や離島地域においては、状況に応じて上記対応の実施について保健所において判断します。保健所から指示があった場合は、その指示に従ってください。☆感染者が発生した場合には、状況に応じて自主的な感染対策を徹底いただくようお願いします。